

男女共同参画 こんな事業を やっています

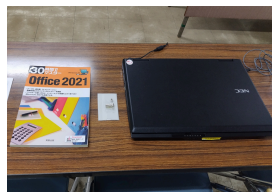


男性料理講座

「ちょっとやってみようかな」と思えるような簡単で美味しい料理をみんなで作る講座です。

親子料理講座

男性保護者がお子さんと一緒に、家庭でも作れるメニューを学びながら、家事や育児への参加を応援する講座です。

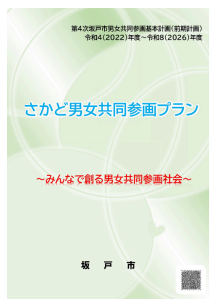


女性のための 就職支援講座

再就職やキャリアアップを応援する講座です。

さかと男女共同参画プラン

男女共同参画社会の実現に向けて、市が取り組む目標や事業についての計画です。



坂戸市
勤労女性センター



毎年11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、勤労女性センターでパープルライトアップを行っています。

坂戸市 人権推進課 男女共生係
(坂戸市勤労女性センター)

☎ 049-281-3595

〒350-0214 坂戸市千代田1-1-22

令和8年4月

坂戸市 男女共同参画 推進条例



坂戸市



詳しくは
「進めよう！男女共同参画」へ

男女が協力して、みんなで意見を出し合い、責任をもって行動し、大切なことを自分たちで考えて決める社会（男女共同参画社会）の実現をめざし、平成16年に制定しました。

基本理念（第3条）

- 1 男女の人権を大切にしよう
- 2 男女の決められた習慣やきまりを見直そう
- 3 みんなで参画 みんなで決めよう
- 4 家庭や社会活動を両立させよう
- 5 みんながかげがいのない命を大切にしよう
- 6 世界の人々と力を合わせよう

市・事業者・市民の責務（第4・5・6条）

家庭、学校、地域、職場など身近なところで男女共同参画を推進しましょう。市の事業に参加しましょう。

男女共同参画を推進するため、計画を立て、総合的に取り組みます。

職場で男女がともに参画する機会を作りましょう。仕事と家庭、地域活動を両立できるような環境にしましょう。



なぜ、条例が必要なのでしょう？

坂戸市では、「女だから」「男だから」という考え方ではなく、誰もが責任を持ちながら自分のやりたいことにチャレンジできる社会の実現を目指しています。この条例は、そのために必要なルールを決めたものです。